

あなたの**煙**の行き先にご配慮ください

☑受動喫煙での死亡者数は年間1万5千人と推計されています。

(厚生労働省「喫煙の健康影響に関する検討会報告書(平成28年)」)

☑喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮する義務があります。(改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例より)

加熱式たばこも、紙巻たばこ同様に健康影響を引き起こす恐れがあり、配慮義務の対象です。

⚠ 敷地内屋外の喫煙場所での喫煙



周囲の状況を確認しましょう。

🚫 公園での喫煙



区が管理する公園内は**禁煙**です。

🚫 歩きたばこ



区内全域で歩きたばこは**禁止**されています。

⚠ 庭やベランダでの喫煙



洗濯物などにたばこのにおいがついたり、たばこの煙が窓から入ります。

作成：荒川区 03 - 3802 - 3111

受動喫煙全般について：健康推進課 内線433
歩きたばこについて：環境課 内線483



受動喫煙のない社会を!